インフルエンザ経過報告書

● インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、 発症 した後5日を経過し、かつ、解熱*した後3日を経過するまで」と規定されていることから、登園する 際には、下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

*解熱日・・・平熱に戻った日

①~⑥ 医療機関により記入 (※医療機関での記入が難しい場合には、保護者:	
	7)

- ⑦保護者記入
- ※ 医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

1	受	診	医療機	関名:							
2	医	師	氏名:				印				
3	発	症	日:	年	月	日	(病気による熱等の症状が始まった日)				
4	診	断	日:	年	月	日	(医療機関で診断された日)				
⑤	診	断	型: A	型 · B 型	•	不明	(該当する項目に0を付けて下さい)				
6 效	⑥処方薬:イナビル・リレンザ・タミフル・ゾフルーザ・その他(該当する項目にoを付けて下さい)										

⑦体温の経過(測定・・・できれば午前・午後1回, どちらか1回も可)

	体温測算		定時間:	体温	測定時間:体温					
発症日	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
1月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
2月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
3月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
4月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
5 月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
6日目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
7 月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度
8月目	月	日	午前	時	分:	度	午後	時	分:	度

【発熱期間が長く、記録できない場合は、裏面の余白を使い、記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします。

 年	月	日	_	園児名	:	
			_	保護者名	:	印

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日以降に解熱した場合には、解熱後2日間(幼児にあっては3日間)を経過するまで出席停止となるため、5日間を越えての出席停止となる。

発症日	1 月 目	2月目	3 目目	4月目	5 月 目	6 日目	7日目	8月目
	発症した		泛不可					
発熱 🕳	解熱	×	×	×	×	0	0	0
発熱 💳		解熱	×	×	×	0	0	0
発熱 🕳			解熱	×	×	0	0	0
70. +14					×	×	0	0
発熱				解熱	解熱後2日間			
発熱						×	×	0
					解熱	解熱後	2 聞	

- ★ 1 日のうちで発熱したり下がったりした場合は発熱期間とします。
- ★治癒証明書の提出は必要ありません。